

2006年11月16日施行 ハワイ州禁煙法の対応について【全般】

喫煙可能な場所

ビーチやビーチパーク(海洋生物保護区指定のハナウマ湾を除く)、公園 ただし、出入り口や窓、階段、エレベーター、換気装置部分より約6m範囲内は禁煙区域となりますのでご注意ください。

禁煙となる主な公共の場所

1. 州や都が所有する建物
2. レストラン、バー、ナイトクラブ
3. ショッピングセンター
4. 空港内(所定喫煙場所を除く)、公共交通機関(バス、タクシー等)
5. ホテルのロビーや通路
6. スポーツ・アリーナ、屋外アリーナ、スタジアム、円形競技場等の座席部分
7. チャイルドケアや介護施設に使用している個人の住居等

上記禁煙となる場所の出入り口より約6m範囲内も禁煙区域となります。